

## 屋外広告物規制図利用規約

---

屋外広告物規制図をご利用にあたっては、以下の利用規約をご確認ください。

1. この屋外広告物規制図は、那須塩原市屋外広告物条例、同規則、同告示に基づき地域区分を表示しています。ただし、禁止地域のうち、下記の地域については未反映のため、確認願います。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された文化財の周囲で、市長が指定する範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により定められた地域
- (3) 栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号)第4条第1項、第26条第1項及び第31条第1項の規定により指定された文化財の周囲で、市長が指定する範囲内にある地域
- (4) 那須塩原市文化財保護条例(平成17年那須塩原市条例第119号)第4条第1項、第28条第1項及び第36条第1項の規定により指定された文化財の周囲で、市長が指定する範囲内にある地域
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域のうち、市長が指定する地域
- (6) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(市長が指定する区域を除く。)
- (7) 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第3章及び第4章の規定により指定された栃木県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(市長が指定する区域を除く。)
- (8) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹木のある地域
- (9) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (10) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条の規定により指定された国立公園の区域
- (11) 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第4条の規定により指定された県立自然公園の区域
- (12) 河川、湖沼、溪谷、高原、山及び山岳並びにこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (13) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- (14) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域
- (15) 寺社、教会及び火葬場の建造物並びにその境域で、市長が指定する区域

2. 本サービスで提供する情報は、あくまで参考情報です。地図の精度上、若干の差異があります。そのため、地域区分を証明するものではありません。また、常に最新の情報を表示しているものではありません。

3. 背景として使用している地形図は、平成30年時点の情報を反映したものです。

お問い合わせ先

都市計画課都市計画係

TEL:0287-62-7159